

議案参考資料（その2）

- 公用車の物損事故について（報告第20号関係）……………（ 1 ）
- 市道上の自動車破損事故について（報告第21号関係）……………（ 3 ）

公用車の物損事故について（報告第20号関係）

1 経緯

平成30年8月8日午前9時30分頃、本市教育委員会非常勤職員が■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の建物1階部分の駐車場に駐車するため公用車を後進させた際、当該公用車上に搭載しているスピーカーが当該駐車場の天井に接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員の車両の高さの認識不足によるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、次の内容により示談した。

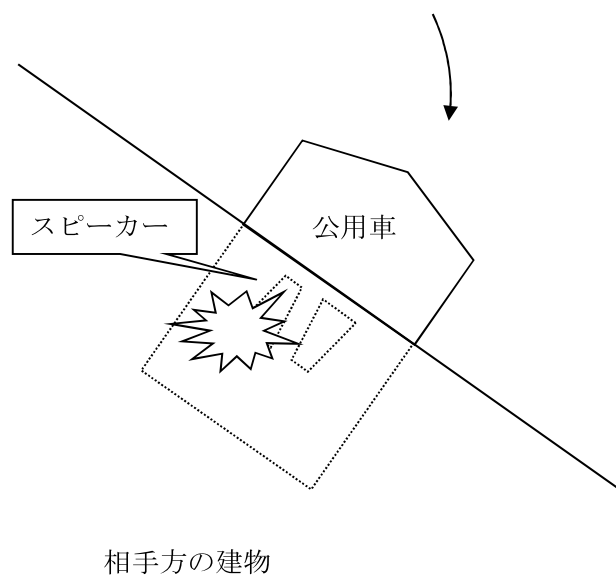
なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

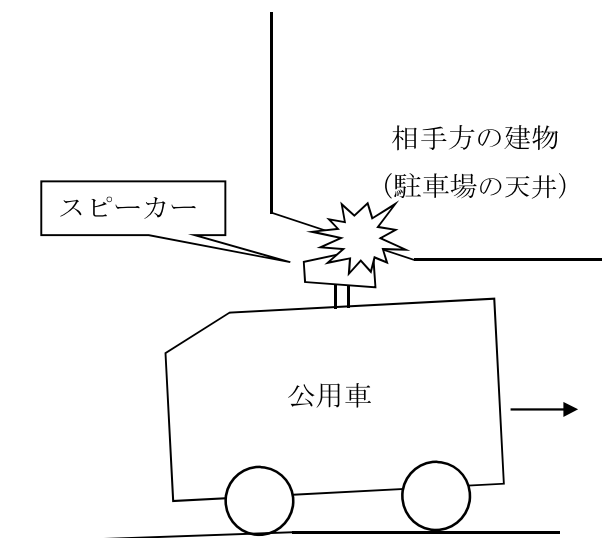
大村市は、相手方に対し、修理費の全額7,560円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)



市道上の自動車破損事故について（報告第21号関係）

1 経緯

平成30年7月15日午前7時30分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通乗用車が市道射場東大村1丁目線を走行中、対向車と行き違うため道路左端に寄ったところ、路肩のくぼみ（深さ20cm）に落ち、左後輪のタイヤ及びホイールを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生したくぼみの発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、くぼみの補修工事を行った。

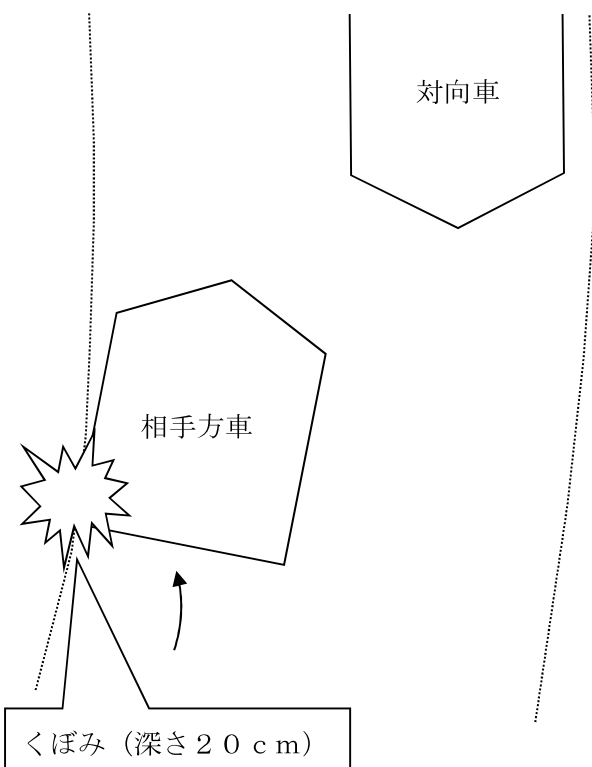
3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費のうち12,722円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)

